

資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づく

前払式支払手段の払戻しのお知らせ

(セルフチャージプリカ)

平素は西村株式会社をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

永年ご愛顧いただきました当社セルフ給油所（DD三田ウッディタウン店・DD明姫加古川店・本山東SS・神戸SS）発行のセルフチャージプリカ利用廃止に伴い、「資金決済に関する法律第 20 条第 1 項」に基づき下記の通り払戻しをいたします。

記

払戻しの対象

西村株式会社 セルフ給油所の内、下記 4 店舗において

発行した磁気型セルフチャージプリカ（デザインは右の通り）

- ・セルフ DD三田ウッディタウン店
- ・セルフ DD明姫加古川店
- ・セルフ 本山東SS
- ・セルフ 神戸SS



申請期間

2019年8月1日（木）～2019年10月31日（木）まで（受付時間）9：00～19：00

受付方法

当社上記 4 店舗の内、最寄りのセルフ給油所へ払戻しの対象となるセルフチャージプリカをご持参下さい。店頭にて現金で払戻し致します。もしくは、ご住所・お名前・お電話番号を明記したメモを同封の上、払戻しの対象となるセルフチャージプリカの現物を下記お問い合わせ先へ簡易書留郵便でご郵送ください（当日消印有効）。ご負担頂いた郵送代金を加えた金額を現金書留にてお送りいたします。

※申出期間内に申出がない場合、当該払戻しの手続きから除斥されますのでご注意願います。

お問い合わせ先

西村株式会社 〒651-0096 神戸市中央区雲井通 3-1-7

電話番号 078-251-6131 （受付時間）平日 9:00～17:00

西村株式会社

2019年 8月 1日